

PCB含有電気工作物に係る規制の現状と 早期処理促進の方向性について

(製造業、卸売業、小売業、サービス業等関係者向け説明資料)

平成28年2月

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

1. 電気事業法の概要

- 2.PCB含有電気工作物の施設制限
- 3 . PCBに関する必要な届出
- 4. 届出書類の提出先
- 5.早期処理促進の方向性

1 電気事業法とは

- 公共の安全を確保し、環境の保全を図ることが目的。
- ■電気工作物の工事・維持・運用について、その設置者を規制。

> 電気工作物の分類

電気事業法(昭和39年法律第170号)では、電気工作物を大分類、小分類。

- A. 事業用電気工作物 a. 電気事業の用に供する電気工作物・・・電力会社が設置する発送配電設備など
 - b. 自家用電気工作物・・・・・・・・・・・・・・・民間企業、行政機関等が設置する工場、ビル等の受配電設備など
- B. 一般用電気工作物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ー般家庭、小規模事業所等が設置する受配電設備など

> 自家用電気工作物の規制

民間企業、行政機関等の工場、ビル等の受配電設備などが該当する自家用電気工作物に対しては、設置者の自主的な保安体制の整備、確立を図る等のため、電気事業法により以下の義務付け等がなされている。

- A. 保安規程の作成、届出、遵守の義務
- B. 主任技術者の選任、届出の義務
- C. 技術基準の維持の義務
- D. 事故報告、**公害防止等に関する届出**の義務
- E. その他の義務

ポリ塩化ビフェニル(PCB)に関しては、特に、電気関係報告規則(昭和40年6月15日通商産業省令第54号)において、公害防止等に関する届出が規定されている。

1 自家用電気工作物とは

- 主に電圧6,600ボルト以上の電気を受電する工場、ビル等の事業場等に存在。
- 事業場内では**高圧受電設備**(電気室、キュービクル等)の中などに施設。
- 個々の電気工作物としては、**変圧器、電力用コンデンサー、遮断器、電線等**が該当。



- ✓ 電気工作物は、人為的な労作を加えることによって土地等に固定して設備されたもの。
- ✓ コンセント等に接続される家電製品や蛍光灯安定器等の電気 使用機械器具は、電気工作物に該当しない。
- ✓ 個々の電気工作物には、電気的な絶縁性能を確保するため、 絶縁の介在物として空気、高圧ガス、樹脂等のほか、**絶縁油**を 使用しているものもある。



変圧器



電力用コンデンサー

1 自家用電気工作物の電気主任技術者とは

- 自家用電気工作物の保安の監督を行うため、電気主任技術者免状有資格の**従業員** 等から選任することを、その設置者(所有者又は占有者等)に義務付け。
- 内部に有資格者がいない場合、電気管理技術者又は電気保安法人へ外部委託し、 選任しないことが可能。これには、承認申請の要件を満たすことが必要。
- 自家用電気工作物のことは、選任の場合には電気主任技術者へ、外部委託の場合には電気管理技術者又は電気保安法人へ相談を。
- > 選任、外部委託等の解釈·運用方針である**主任技術者内規**
 - ✓ 「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(平成25年1月28日付け20130107商局第2号)として規定。
 - ✓ 選任及び外部委託を適切に行うためには、主任技術者内規の規定に適合することが求められる。
 - ✓ 例えば、外部委託では、承認申請の要件として、委託契約における年次点検等の頻度、方法等を規定。
- ➤ 保安のための点検業務
 - ✓ 主として、高圧受電設備等に対して、月次点検、年次点検等が行われている。

- 1. 電気事業法の概要
- 2.PCB含有電気工作物の施設制限
- 3 . PCBに関する必要な届出
- 4. 届出書類の提出先
- 5 . 早期処理促進の方向性

2 PCB**含有電気工作物**とは

- PCB含有電気工作物を、高濃度PCBと低濃度PCBに区分。
- PCB告示では、該当する場合がある12種類の電気工作物の名称を特定。
- PCB内規では、電気工作物の種類ごと、構成ごとの具体的な機種等を特定。
- ▶ 絶縁油に含有するポリ塩化ビフェニル(PCB)の濃度等で、電気工作物を形式的に区分高濃度PCB含有電気工作物: 5,000mg/kg超のもの

低濃度PCB含有電気工作物:5,000mg/kg以下のもの及び微量PCB汚染電気機器等

▶ PCB告示 1に掲げられた12種類の電気工作物の名称

1 平成16年3月1日経済産業省告示第67号

【PCB含有電気工作物に該当する場合があるもの】

変圧器、 電力用コンデンサー、 計器用変成器、 リアクトル、 放電コイル、 電圧調整器、 整流器、 開閉器、 遮断器、 中性点接地装置、 避雷器、 O F ケーブル

- ▶ PCB内規 ² に掲げられた具体的な機種等
 - 2 平成24年9月19日20120919商局第17号「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」

【高濃度PCB含有電気工作物に該当するもの】

PCB**内規の別表**に掲げる次の電気工作物の種類で製造者等ごとに示される表示記号等と一致するもの変圧器、 電力用コンデンサー、 計器用変成器、 リアクトル、 放電コイル、 ブッシングと一体となって構成されるもの

【低濃度PCB含有電気工作物に該当するもの】

PCB内規の別表に一致しないもので、PCBを含有する絶縁油を使用するものであることが判明したもの

2 PCB含有電気工作物の確認方法

- 高濃度PCBかどうかは、電気工作物本体の銘板で製造者名・表示記号等を見る。
- 低濃度PCBかどうかは、絶縁油を採取し分析を行う。

> 高濃度の確認方法

設置現場において電気工作物本体の銘板の記載内容を目視し、PCB内規の別表の「電気工作物の種類」「製造者名」「表示記号等」を照らして一致していれば、高濃度PCB含有電気工作物と判断する。

(注:既に銘板の写真や写しを保管している場合や、PCBの有無の確認記録等を適正に管理している場合にあっては、これらを確認することで、設置現場での 目視での確認に代えることも考えられる。)

> 低濃度の確認方法

変圧器のように絶縁油を採取できる構造の電気工作物については、採取した絶縁油を分析機関へ分析依頼し、PCB濃度が 0.5mg/kg超であれば、低濃度PCB含有電気工作物と判断する。

(注:電力用コンデンサーのように封じ切りタイプの絶縁油を採取できない構造の電気工作物については、破壊しないと採油ができず、継続使用が不可能となる。)

> 安全上の注意事項

確認作業を行う前に、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に相談を行い、停電を伴う年次点検等の際に確認作業が行えるようあらかじめ手順を決めておくこと。

確認作業は、電気室やキュービクル等の中に高電圧で充電された危険な部分があり、感電死傷事故を起こす危険性があるため、必ず電気取扱者が行うこと。

2 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物(その1)

● PCB内規の別表に掲げられた**変圧器**

電気工作物 の種類	製造者名	表示記号等
変圧器	株式会社愛知電機工作所	·变圧器不燃性油、不燃油变圧器、冷却方式 L N A N
	富士電機製造株式会社	・富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入
	株式会社日立製作所	・J(型式中、「J」が含まれるもの)
	北陸電機製造株式会社	・不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
	株式会社明電舎	·A(型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの(ただし、ハイフンが含まれないものもある。)。) (NIFA、NIFAX、NIKAX、NILAX、NIRAX、NIRGAX、NIRSAA、NIRSGA X、NITA、NITAX、NITSAX、NORAX、NORAXY、NORSAXY、NOTAX、等)
	三菱電機株式会社	不燃性油入
	日新電機株式会社	·不燃油入、AF式
	大阪変圧器株式会社	·不燃油入、不燃油使用
	株式会社高岳製作所	·不燃性油入 ·U(型式中、「U」が含まれるもの、ただし「UM」の記載品は除〈)
	東光電気株式会社	·不燃性油入
	東京芝浦電気株式会社	 ・不燃性絶縁油入 ・L (冷却方式が「L」で始まるもの) ・S (型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの。ただし、SIで始まるもの及び型式SH - 5 ~ 2 0 を除く。) ・S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの。ただし、HCTR - S1 ~ S21、HCR - S1 ~ S21を除く。)
	中国電機製造株式会社	·不燃性油入
	株式会社酉島電機製作所	·不燃性油入

2 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物(その2)

● PCB内規の別表に掲げられた電力用コンデンサー

電気工作物 の種類	製造者名	表示記号等
電力用コンデンサー	株式会社日立製作所	・T P B ・J (型式中、「J」が含まれるもの)
	日立コンデンサ株式会社	· D F C A P A C I T O R、D F 式コンデンサ
	マルコン電子株式会社 二井蓄電器株式会社 東京電器株式会社	・不燃性油入、NON-INFLAMMABLE LIQUID、シバノール入、DFコンデンサ・型式が、CD~、DF~、FCD~、FCDE~、MCD~、NCD~、NHD~、NLD~、NLD-C~、PFCD~、SD~、SDAB~、SDB~、SDR~、SRT-AINR、SRTR~、SR-~、SSD~、~AD-~、~AF~、~AK~、~AST-~、~A-~、~ED~、~EDF~、~EDS~、~FCD~、~SDS~、~SDF~、SP~、で示されるもの(ただし、~は英文字又は数字、-はハイフンを示す)
	松下電器産業株式会社	·AF式
	三菱電機株式会社	·不燃性油入 ·KAF、KAL、KAP、KBF、KBP、KEF、KEP、KGL、KL-1、KL-2、KL-3、KUF、KUP、K TP
	日本コンデンサ工業株式会社 株式会社関西二井製作所	·DF式 ·AIB、HPP、SAD、SAT、SF、SFAI、SPF、TCB、TCS、TEB、TES、TPA、TPB、TPE、 TPF、TPEI、TPFI
	日新電機株式会社	· A F 式、A F P 式、不燃性油含浸、三塩化ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール含浸
	株式会社指月電機製作所	·不燃性油入、DF、DF式、LV - 1、LOWVAC CAPACITOR、PL、PPA、SAK、THK ・型式が、AK、AL、BK、BL、CK、CL、DK、DL、FK、FL、HFT、HTG、KK、KL、KTD、KTM、K TQ、KTT、KTU、P、RAK、RAS、RDF、RMO、RWO、RZO、SAK、SAS、STD、STM、STQ、 STT、STU、THK、THS、ZA、ZH、ZJで始まるもの(ただし、PF、PHF、POMP、PPK、PPMで始まる ものは除く。)
	株式会社帝国コンデンサ製作所	・不燃油、不燃性油、油入口式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式・型式が、A、B、C、D、E、Fで始まるもの
	東京芝浦電気株式会社	·不燃性絶縁油入、シバノール、CD、PFCD ·S(型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの)
	中国電機製造株式会社	·不燃性油入
	古河電気工業株式会社	·不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入

2 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物(その3)

● PCB内規の別表に掲げられた**計器用変成器**

電気工作物 の種類	製造者名	表示記号等
計器用变成 器	富士電機製造株式会社	・不燃性油入、富士シンクロール油入、富士不燃性合成絶縁油入、ポリ塩化ビフェニル使用
	株式会社日立製作所	・」(型式中、「」」が含まれるもの)
	株式会社明電舎	·A(型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの) (CAPX、CNPAX、PAX、PAXE、等)
	三菱電機株式会社	·CF、CLF、CNF、CSF、FH、HSF、TA、THF
	日新電機株式会社	·不燃油入、A F 式 · A (型式が「A」で始まるもの)
	株式会社高岳製作所	・1 9 5 7年から1 9 5 8年製造のもの(計器用変圧器または接地型計器用変圧器)、1 9 5 8年から1 9 5 9年製造のもの(計器用変流器)
	東光電気株式会社	·不燃性油入
	東京芝浦電気株式会社	·不燃性絶縁油入 ·S(型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの)

2 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物(その4)

● PCB内規の別表に掲げられたリアクトル、放電コイル

電気工作物 の種類	製造者名	表示記号等
リアクトル	富士電機製造株式会社	・不燃性油入、富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入
	株式会社日立製作所	・J(型式中、「J」が含まれるもの)
	株式会社明電舎	·A(型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの(ただし、ハイフンが含まれないものもある。)。) (NIFA、NIFAX、NIKAX、NILAX、NIRAX、NIRGAX、NIRSAX、NIRSG AX、NITA、NITAX、NITSAX、NORAX、NORAXY、NORSAXY、NOTAX、等)
	三菱電機株式会社	 ・不燃性油入 ・1968年から1970年製造のものであって、型式が、Z313655、Z313656、Z313657、Z3 13658、Z377819のもの
	日本コンデンサ工業株式会社	· S R D、S D
	日新電機株式会社	·不燃油入、AF式
	東京芝浦電気株式会社	·不燃性絶縁油入 ·S(型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの)
	古河電気工業株式会社	·不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入
	株式会社酉島電機製作所	·不燃性油入
放電コイル	日新電機株式会社	·不燃油入、AF式
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの)

2 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物(その5)

● PCB内規の別表に掲げられたブッシングと一体となって構成されるもの

電気工作物 の種類	製造者名	表示記号等
ブ((者柱を電ン用ア電圧整閉機抵雷ケ体成のッ変電に状除力サ変ケコ調流器、抗器ーとさ)シ 気あ変〈用一成ルル整器、中器、ルっれン圧事て圧)ン計器、、器、遮性、Oとてるグ器業は器、デ器リ放電、開断点避F一構も		以下の条件を全て満たすもの(製造年及び型式は、ブッシング本体の銘板で確認すること)。 ・1966年から1972年製造のもの(一部1973年製造のものも含む) ・変圧器用若しくは壁貫通用のもの ・コンサベータ及び油面計を付属していないもの ・型式が、MEHW、MEHW2、MEHWR、MEW、MEWY、MHW、MHWY、MKEH1、MKEH2、MKH、MWで始まるもの

2 PCB**含有電気工作物の施設制限**

- 昭和51年10月16日以後、PCB含有電気機械器具の電路への新たな設置を禁止。
- 昭和51年10月16日時点で施設・施設に着手していたものは、電路から外さない限り、 現在も継続使用が可能。
- ▶ 昭和51年10月改正後の電気設備技術基準省令 1における施設禁止の規定
 - 1 電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第61号(制定)、平成9年3月27日通商産業省令第52号(全部改正))

(電気設備技術基準省令第19条第14項) ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具は、電路に施設してはならない。

- ▶ 昭和51年10月改正時の電気設備技術基準省令 ²における経過措置の規定
 - 2 電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和51年10月16日通商産業省令第70号(一部改正))
 - (電気設備技術基準省令附則第2項) この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、なお従前の例による。
- ➤ 電気設備技術基準解釈 ³における**絶縁油の**PCB**濃度の規定**
 - 3 電気設備の技術基準の解釈について(平成25年3月14日20130215商局第4号(廃止制定))
 - (電気設備技術基準解釈第32条) ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油とは、絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 kgにつき0.5 mg以下である 絶縁油以外のものである。

- 1.電気事業法の概要
- 2.PCB含有電気工作物の施設制限
- 3.PCBに関する必要な届出
- 4. 届出書類の提出先

5 . 早期処理促進の方向性

3 届出が必要な場合とは

- PCB含有電気工作物について、経済産業省への届出が義務付けられている場合がある。
- ➤ 電気関係報告規則により、高濃度PCB含有電気工作物及び低濃度PCB含有電気工作物について、その自家用電気工作物設置者に対して届出を義務付けている。
- ▶ その届出が必要な場合は、次のとおり。
 - ✓ PCB含有電気工作物であることが判明した場合
 - ✓ 法人名、住所、事業場名等届出事項の変更があった場合
 - ✓ PCB含有電気工作物を廃止した場合
 - ✓ 絶縁油の漏出事故を起こした場合
- ▶ 届出を行う前に、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に相談を。

3 PCB含有電気工作物であることが判明した場合の届出

- ●「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用(設置)届出書」を提出
- ➤ 電気関係報告規則第4条の表第15号の2に 基づ〈届出(PCB内規の様式第1)
 - ✓ 届出を要する場合

PCB含有電気工作物であることが判明した場合 (直ちに、当該PCB含有電気工作物を廃止し、 廃止した場合の届出を行う場合を除く。)

✓ 届出期限

判明した後、遅滞なく

- ✓ 届出事項
 - ・設置者の氏名(法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名)
 - ·設置者の住所
 - ・事業場の名称
 - ・事業場の所在地
 - ·連絡先
 - ·PCB含有電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、使用状態、製造年月、 設置年月、個数

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用(設置)届出書								
	年月日							
		殿						
		住	所一					
		氏	名(法人)	こあっては	名称及び	代表者の氏	(名)	
							_	
電気関係	系報告規則	第4条の表	第15号0	02の規定	により、経	済産業大臣	が告示す	
る電気工作	作物の使用	(設置)に	ついて届け	け出ます。				
事業場	の名称							
事業場の	の所在地	₹						
連維	洛 先							
種 類	定格	製造	型式	使用	製造	設置	個 数	
		者名		状態	年月	年月		
		!	!					
(その他参	考となる^	(き事項)						

様式第1

3 法人名、住所、事業場名等届出事項の変更があった場合の届出

- ●「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書」を提出
- ➤ 電気関係報告規則第4条の表第16号に 基づ〈届出(PCB内規の様式第1の2)
 - ✓ 届出を要する場合

既に届出が行われている次の事項のうち、いずれかを変更した場合

- ・設置する者の氏名(法人の場合には、法人の名称)
- ・設置する者の住所
- ・事業場の名称
- ·事業場の所在地
- ·PCB含有電気工作物の使用状態
- ✓ 届出期限

変更した後、遅滞なく

- ✓ 届出事項
 - ・設置者の氏名(法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名)
 - ・設置者の住所
 - ・事業場の名称
 - ・事業場の所在地
 - ·連絡先
 - ·变更年月日
 - ・変更した事項について変更前の内容
 - ・変更した事項について変更後の内容
- (注)ほとんどの場合、電気事業法第42条に基づ〈「保安規程変更届出書」等の手続きも併せて必要に なるので、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に相談を。

様式第1の2							
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書							
	年 月 日						
	殿						
	住 所 〒						
	氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印						
	川第4条の表第16号の規定により、電気関係報告規則第4条の表						
第15号の2の電気	工作物の変更について届け出ます。						
事業場の名称							
事業場の所在地	干						
連 絡 先							
変更年月日	年 月 日						
変 更 前							
変 更 後							
(その他参考となる	べき事項)						

3 PCB**含有電気工作物を廃止**した場合の届出

- ●「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書」を提出
- ➤ 電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3に 基づ〈届出(PCB内規の様式第2)
 - ✓ 届出を要する場合

PCB含有電気工作物を廃止した場合

✓ 届出期限

廃止した後、遅滞なく

- ✓ 届出事項
 - ・廃止した者の氏名(法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名)
 - ・廃止した者の住所
 - ·事業場の名称
 - ·事業場の所在地
 - ·連絡先
 - ·PCB含有電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月、 廃止年月日、個数
 - ・廃止の理由
 - ・廃止の内容
- (注)微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書(平成27年3月31日 経済産業省環境指導室、同省電力安全課、環境省産業廃棄物課)の1.(4)図1-1及び3.(2)ア)に示されているように、同手順書に基づき適正に洗浄処理が完了した場合についても、PCB非含有電気工作物として継続使用するかどうかに関わらず、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書」を課電洗浄完了後、遅滞なく提出すること。

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書 年月日							
		殿					
			住所	-			
			氏 名(法人にあっ	ては名称及	び代表者の	氏名) 印
							_
電気関係	系報告規則第	第4条の表	第17号の	2の3の規	定により、	経済産業大	臣が告示
する電気	工作物の廃」	止について	届け出ます	,			
	の名称						
	D所在地	₹					
連糹	各 先						
			•				
種 類	定格	製造	型式	製造	設置	廃止	個 数
		者名		年月	年月	年月日	
廃止理由	1:老杯	取替・廃止	2:損壊・	焼損 3:F	P C B洗浄	4:その他(
内 容							
(乙の供金	会老 レかっ	ベキ車頂へ					
(その他参考となるべき事項)							

様式第2

3 絶縁油の漏洩事故を起こした場合の届出

- ●「電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書」を提出
- ➤ 電気関係報告規則第4条の表第19号に 基づ〈届出(PCB内規の様式第3)
 - ✓ 届出を要する場合

PCB含有電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油 (PCBの濃度が 0.5mg/kg超のものに限る。)が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合

✓ 届出期限

事故の発生後、可能な限り速やかに

- ✓ 届出事項
 - ・設置者の氏名(法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名)
 - ・設置者の住所
 - ・事業場の名称
 - ・事業場の所在地
 - ·連絡先
 - ·PCB含有電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月、個数
 - ・ポリ塩化ビフェニルの含有濃度
 - ・事故の状況
 - ・講じた措置

電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書								
	年月日							
	殿							
			住 所					
			氏 名()	去人にあっ	ては名称及	び代表者の	氏名)印	
			第19号の	規定により)、電気工作	物の絶縁消	曲漏洩に係	
る事故に	ついて届け	出ます。						
事業場	の名称							
事業場の	の所在地	₹						
連組	各 先							
種 類	定格	製造	型式	使用	製造	設置	個 数	
		者名		状態	年月	年月		
発生	日時		復旧日時					
ポリ塩化	ビフェニル	の含有濃度						
事故の	の状況							
謙 l ゙: #	を措置							
pp O7	CHE							
(その他参考となるべき事項)								

様式第3

- 1.電気事業法の概要
- 2.PCB含有電気工作物の施設制限
- 3.PCBに関する必要な届出

- 4. 届出書類の提出先
- 5 . 早期処理促進の方向性

4 設置場所ごとの届出書類の提出先(その1)

● PCB含有電気工作物の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ提出

PCB 含有電気工作物の設置場所	届出書の宛名	届出書類の提出先
【北海道エリア】 北海道	北海道産業保安監督部長	北海道産業保安監督部電力安全課
【東北エリア】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	関東東北産業保安監督部長	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課
【関東エリア】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡	同 上	関東東北産業保安監督部 電力安全課

4 設置場所ごとの届出書類の提出先(その2)

● PCB含有電気工作物の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ提出

PCB 含有電気工作物の設置場所	届出書の宛名	届出書類の提出先
【中部エリア】 愛知県、長野県、岐阜県(飛騨市(平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村(昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。)の区域に限る。)、郡上市(平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。)及び不破郡関ヶ原町(昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。)を除〈。)、三重県(熊野市(昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除〈。)及び南牟婁郡を除〈。)、静岡県(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除〈。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除〈。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除〈。)	中部近畿産業保安監督部長	中部近畿産業保安監督部電力安全課
【北陸エリア】 富山県、石川県、福井県(小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除 〈。)、岐阜県(飛騨市(平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村(昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。)の区域に限る。)及び郡上市(平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。))	同 上	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署
【近畿エリア】 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(赤穂市 (昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。)を除く。)、 福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原 町(昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。)、三重県のうち熊野市(昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。)、南牟婁郡	同 上	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課

4 設置場所ごとの届出書類の提出先(その3)

● PCB含有電気工作物の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ提出

PCB 含有電気工作物の設置場所	届出書の宛名	届出書の提出先
【中国エリア】 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市 (昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。)、香川 県のうち小豆郡、香川郡、愛媛県のうち今治市(平成17年1月15日における旧 越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。)、 越智郡上島町	中国四国産業保安監督部長	中国四国産業保安監督部電力安全課
【四国エリア】 徳島県、高知県、香川県(小豆郡及び香川郡を除く。)、愛媛県(今 治市(平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大 三島町及び関前村の区域に限る。)及び越智郡上島町を除く。)	同 上	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課
【九州エリア】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島 県	九州産業保安監督部長	九州産業保安監督部 電力安全課
【沖縄エリア】 沖縄県	那覇産業保安監督事務所長	那覇産業保安監督事務所 保安監督課

4 提出先の詳細

● 経済産業省産業保安監督部等の所在地、電話番号

エリア	届出書類の提出先	所在地	電話番号
北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西二丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311 内線 2720
東北	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 2番 2 3号 仙台第 2 合同庁舎	022-221-4947
関東	関東東北産業保安監督部 電力安全課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 1 1 階	048-600-0385
中部	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5番2号 中部経済産業局総合庁舎3階	052-951-2817
北陸	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	〒930-0856 富山県富山市牛島町11番7号 富山地方合同庁舎3階	076-432-5580
近 畿	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前一丁目 5 番 1 4 号 大阪合同庁舎 1 号館 1 階	06-6966-6048
中国	中国四国産業保安監督部電力安全課	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎2号館4階	082-224-5742
四国	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5階	087-811-8587
九州	九州産業保安監督部 電力安全課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 1 1 番 1 号 福岡合同庁舎本館 8 階	092-482-5520
沖 縄	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち二丁目 1番 1号 那覇第 2地方合同庁舎 1号館 4階	098-866-6474

- 1.電気事業法の概要
- 2.PCB含有電気工作物の施設制限
- 3 . PCBに関する必要な届出
- 4. 届出書類の提出先
- 5.早期処理促進の方向性

5 審議会で了承された早期処理促進の方向性

- 平成27年12月21日産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会(第11回) において、「PCB含有電気工作物の早期処理に係る方向性について」が審議され、その 方向性が了承された。
- 現在、高濃度PCB含有電気工作物の早期処理促進を図るため、電気事業法関係法令の具体的な改正内容を検討中。
- ➤ 審議会で示された資料には、次の項目が含まれる。
 - ·PCB (ポリ塩化ビフェニル)とは
 - ·PCBに関する現状と課題
 - ·処理促進に向けた新たな取組の方向性 (環境省における検討内容)
 - ・経済産業省としての規制見直しの方向性 (電気事業法における措置内容)
- ▶ 次頁以降に、主要なスライドを抜粋。



産業構造審議会 保安分科会電力安全小委員会 (第11回) 資料 2

P C B 含 有 電 気 工 作 物 の 早期処理に係る方向性について

平成27年12月21日 商務流通保安グループ 電力安全課

平成27年12月21日審議会資料の抜粋(その1)

PCBに対する規制の現状と課題

- PCB特措法においては、平成38年度末までの処理を義務づけ
- これを踏まえ、PCB特措法に基づき環境大臣が定める基本計画では、全国5カ所の JESCOの処理施設の処理完了期限を設定しており、最短で平成30年度末



環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて」より抜粋

- 電気事業法の対象であるトランス・コンデ ンサ等の高濃度PCB使用製品については、 使用が判明した場合の「使用届」、使用 を停止した場合の「廃止届」を行うことが 設置者に義務づけられている。
- 他方、都道府県市の調査結果によれば、 必ずしも全ての高濃度PCB使用製品が 届出されていないことが判明している。

期限内の処理を行うため、

- ①使用中の高濃度PCB使用製品 を確実に把握し、
- ②処理期限までに使用を停止する ことを促す必要がある。

平成27年12月21日審議会資料の抜粋(その2)

処理促進に向けた新たな取組の方向性(環境省における検討内容)

- PCB廃棄物の早期処理に向け、追加的方策を議論するWGを実施 取りまとめ案では使用中のPCB使用製品に関し、都道府県市等の関係者間での情報 共有や事業者への周知徹底等に加え、以下の制度的措置を講ずることを提案
- ●「第15回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」資料より抜粋 (平成27年12月11日開催)

【高濃度】

5

- 電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用製品については、同法に基づく届出が既に義務づけられていることから、無届けの電気工作物の掘り起こしに向けて、報告徴収や立入検査など同法の枠組みを最大限活用し、事業者に対する指導を徹底することが必要である。
- 電気事業法の電気工作物に該当するPCB使用製品については、同法の枠組みを最大限活用し、経済産業省が中心となって、確実にその使用が廃止されるよう必要な措置を講ずることが必要である。

【低濃度】

○ まずは実態把握を十分に行った上で、低濃度PCB 含有製品の廃止を進めるための方策について検討を行うことが必要である。

平成27年12月21日審議会資料の抜粋(その3)

経済産業省としての規制見直しの方向性(電気事業法における措置内容)

省令、内規等の改正によって、以下を措置してはどうか。

- 電気主任技術者による確認の徹底
- →「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正し、電気主任技術者、電気保安 法人及び電気管理技術者に対して、年次点検等において高濃度PCB含有電気工作 物の有無の確認を行うことを明記
- 使用中の高濃度PCB含有電気工作物の使用状況等の定期的報告
- →「電気関係報告規則」により、使用中の高濃度PCB含有電気工作物の設置者に対して、 毎年、使用状況やその廃止予定を記載した「管理計画(仮称)」の届出を義務づけ
 - ※なお、高濃度PCB含有電気工作物の所定期限内の使用停止を義務づけることについても、PCB特措法における位置づけを踏まえて検討

(本資料に関する問い合わせ先)

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

電話番号: 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 (電力担当)

(1601252211)